

全周灯の遮光角に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領

改正事項

全周灯の遮光角に関する事項

改正理由

COLREG 条約において、全周灯は 6 度を超えて妨げられることのないよう配置することが規定されている。しかしながら、構造物等が障害になり、全周灯 1 個で本要件を満足できない場合においては、全周灯 2 個を配置することが認められている。この場合、全周灯が 1 海里の距離から 1 個の灯火として視認できる旨の規定に従い、遮光板が設置されている。

これに対し、IACS 統一解釈 COLREG 1 では、上記配置における全周灯の射光範囲に関する解釈として、1 海里の距離から 1 個の灯火として視認できるよう、各々の全周灯が 180 度を超えて遮蔽されてはならない旨規定している。

この程 IACS では、当該解釈について見直しを行い、一方の全周灯が 180 度を超えて遮蔽される場合であっても、もう一方の全周灯の遮光角を調整することで、1 個の灯火として視認できる場合の配置にも対応すべく要件を改め、2012 年 10 月に IACS 統一解釈 COLREG 1(Rev.1)を採択した。

今般、上記 IACS 統一解釈に基づき関連規定を改めた。

改正内容

全周灯 2 個を配置する場合における遮光角の要件を改めた。